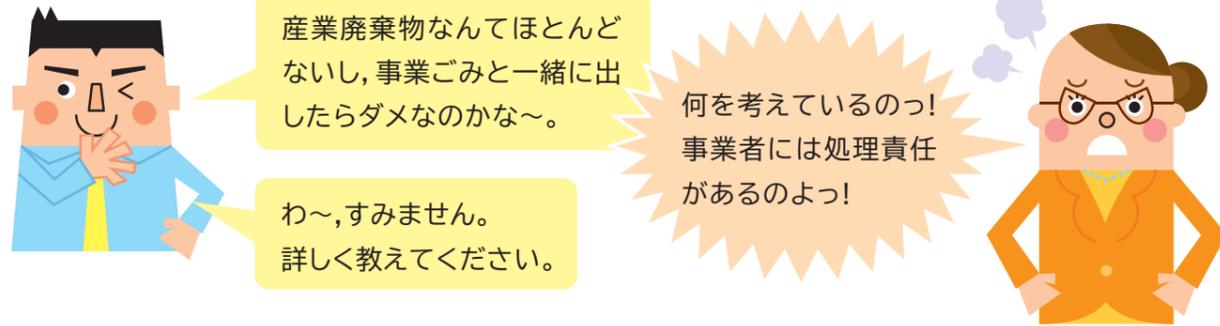
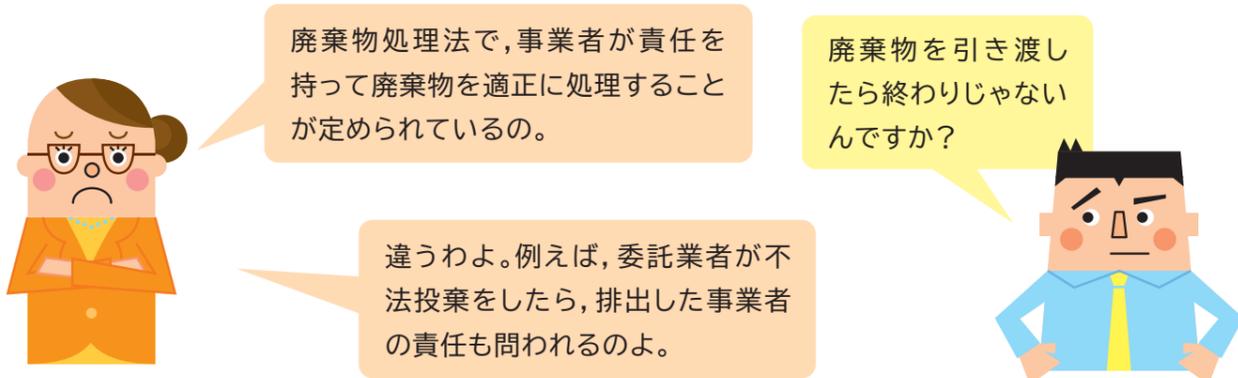


事業者の責務



廃棄物処理の流れ

事業所から排出された廃棄物は、「排出」、「収集・運搬」、「処分」の順で処理が行われ、それぞれの過程で責任が生じます。



事業者の責務

事業者は、全ての廃棄物について、廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があります。

1 自ら処理するか、処理委託を

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理(収集・運搬, 処分)しなければなりません。

2 廃棄物の再生利用と減量を

廃棄物の再生利用を積極的に推進し、その減量に努めなければなりません。 P22

3 製造、販売等の際には工夫を

物の製造, 加工, 販売等に当たっては、廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品, 容器等の開発を行うとともに、廃棄物となった場合の処理方法について情報提供を行わなければなりません。

4 国や自治体の施策に協力を

廃棄物の減量や適正な処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。



事業者は、廃棄物を責任を持って正しく処理しましょう。

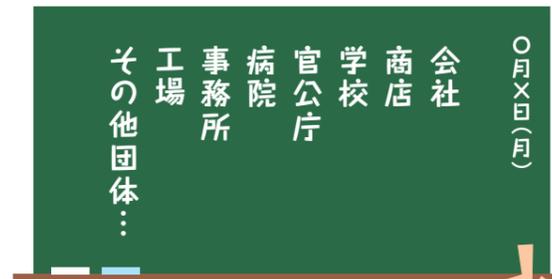
(事業者の責務)

- 第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造, 加工, 販売等に際して、その製品, 容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品, 容器等の開発を行うこと、その製品, 容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品, 容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



ただし君の質問 その2

事業者って、会社や工場のことですよね？



他にもいろいろあって、家庭以外のほとんどのものが該当するのよ。

